

平成30年度  
自治基本条例に係る本市の取組

平成31年4月

茅ヶ崎市

## はじめに

本市では、平成22（2010）年4月1日に、自治の基本理念やそれを実現するための制度等を定めた茅ヶ崎市自治基本条例を施行しました。

この条例を着実に推進するため、同年5月に、この条例に基づいて取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールをまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン（平成22年度～平成24年度）」を策定し、その進行管理を行うとともに、毎年、その進捗状況を公表してきました。

また、自治基本条例が形骸化することのないよう、平成24（2012）年度及び平成28（2016）年度に同条例の検証を行いました。この検証を踏まえ、平成29（2017）年度以降に取り組むべき事項等をまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」を平成29（2017）年3月に策定しました。この新たなアクション・プランにつきましても、進行管理を適切に行い、毎年、その進捗状況を公表してまいります。

本書は、このアクション・プランに掲げられている事項のうち平成30（2018）年度に取り組んだ内容をまとめたものです。

平成29（2017）年度から平成32（2020）年度までの4年間の取組の内容及びスケジュールについては、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」をご覧ください。

なお、次の表に掲げた項目については、平成29年度までに取組が終了しています。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

平成29年度までに取組が終了した項目

<p>第25条関係 (コミュニティ)</p>	<p>コミュニティに関する 規定の見直しの検討</p>	<p>第25条第1項は、コミュニティが活動を通じて地域に貢献しているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となることから、その活動も尊重されるべきであるという理念を規定している条項であると再認識しました。</p> <p>また、このように整理することで、第25条第1項の解釈としては、十分条文の意に沿ったものであるため、条文を改正する必要はないものとなりました。</p> <p>なお、逐条解説については、より条文の趣旨に沿った表現となるよう改訂します。</p>
<p>第29条関係</p>	<p>国際交流に関する考え方 の整理</p>	<p>第29条第2項は、地域の課題解決のための有効な取組として国際社会との連携・協力について規定していますが、国際交流については、それ自体は地域の課題解決のための直接的な取組でなく、国際社会との連携を効果的に推進するための基礎となるものであると整理しました。</p>

# 目 次

《第15条関係》-----	1
《第16条関係》-----	2
《第17条関係》-----	4
《第19条関係》-----	5
《第20条関係》-----	6
《第21条関係》-----	8
《第24条関係》-----	9
《第28条関係》-----	10
《新設規定の必要性に関する検討》-----	11

## 1 ≪第15条（情報の管理等）関係≫

### ・アクション・プラン15頁

・担当課：総務部文書法務課・文化生涯学習部文化生涯学習課

#### **（アクション・プラン抜粋）**

##### （仮称）公文書管理条例の制定

歴史的文書を統一的、体系的に整理・分類するとともに、当該文書の保存場所の確保に努めます。

また、（仮称）公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。

#### **アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組**

##### ○（仮称）公文書管理条例の制定に向けた検討

歴史的文書の管理・保存の基準を策定するとともに、（仮称）公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。

##### ○電子文書の取扱いの検討

文書管理システムとの整合性、電子起案文書の取扱い等について、庁内関係課との検討を行い、電子文書目録を作成します。

##### ○ （仮称）公文書管理条例の制定に向けた検討

（仮称）公文書管理条例の制定※に向け、課題を解決するために、先進市への照会や事例研究、学識経験者から意見聴取を行いました。また、庁内関係課と条文の検討を進めました。

歴史的公文書選別基準については、学識経験者の意見聴取等を行い、保存すべき文書要件を整理し、まとめました。

歴史的公文書の保存場所は、外部保管庫の活用も含め協議し、当分の間、庁舎内の文書書庫を利用することとしました。

##### ※（仮称）公文書管理条例の制定

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり市民共有の知的資源として、公文書がより適正かつ効率的に管理されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うすることを目的として、（仮称）公文書管理条例の制定に向けた取組を進めています。

##### ○ 電子文書の取扱いの検討

電子文書の取扱い等について、有識者等から意見を聴取し、庁内関係課と協議を行いました。その結果、運用面に係る費用や効率等を考慮し、電子文書を含む歴史的公文書についても、既存の文書管理システムを活用し、帳票の作成及び検索ができるよう、文書管理システムを改修することとし、その内容を協議しました。

## 2 ≪第16条（市民参加）関係≫

- ・アクション・プラン17頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

### **（アクション・プラン抜粋）**

#### **(1) パブリックコメント手続の運用の適正化**

パブリックコメント手続の実施や運用の流れについて、実施にふさわしい時期の認識や意見の扱い方、提案者への返答などを含めて、職員の認識を統一し、運用の適正化を図ります。

#### **アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組**

##### **○ マニュアルに基づく適正な運用**

平成29年度に策定したマニュアルに基づき、パブリックコメント手続を適正に運用します。

##### **○ マニュアルに基づく適正な運用**

策定した職員向けマニュアルについて、庁内会議や全職員へのメール配信、職員閲覧ポータルサイトへの掲載により、活用の周知徹底を図りました。

また、市民参加に関する職員研修を実施し、職員の意識向上に取り組むとともに、職員からパブリックコメント手続の相談を受けた際には、マニュアルを活用した説明を行いました。併せて、庁内会議の運用方法の変更にに基づき、職員向けマニュアルを改訂しました。

### 3 ≪第16条（市民参加）関係≫

- ・アクション・プラン18頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

#### **（アクション・プラン抜粋）**

##### **(2) 市民参加における審議会の位置づけの検討**

審議会を構成する委員の選任や、その会議等について、市民参加との関係性を検討します。

#### **アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組**

##### **○ 検討結果に基づく運用**

審議会を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を検討し、その結果に基づいて運用します。

##### **○ 検討結果に基づく運用**

審議会等の委員への市民の選任を市民参加のひとつとして運用することとしました。

現行の運用の考え方及び市民委員の公募予定のある審議会等については、市ホームページで周知を行いました。

また、31年2月に発行した広報ちがさき市民参加特集号では、審議会等の市民委員に関する記事を掲載し、今後の公募予定について広く周知しました。

## 4 ≪第17条（政策法務等）関係≫

- ・アクション・プラン19頁
- ・担当課：総務部行政総務課・文書法務課

### **（アクション・プラン抜粋）**

自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的な整備  
自治基本条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備します。

### **アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組**

- 条例等の体系的整備の方法の検討  
条例等を体系的に整備するための方法について、検討を行います。

### ○ 条例等の体系的整備の方法の検討

これまで第17条第3項の整備については、「体系的」という点に着目して検討を行ってきましたが、「市民主体による自治の推進」を趣旨として実施することとし、市民主権、自治活動への参加の機会の均等、協働という「自治の基本理念」及び市政説明、情報共有、市民参加という「市政運営の基本原則」を踏まえて必要となる条例等を整備することとしました。

具体的には、これらの理念や原則を受けて規定されている第13条（説明責任）、第14条（情報共有）、第15条（情報の管理等）、第16条（市民参加）及び第26条（協働）に関し、自治基本条例施行前から運用されている条例等やこれまでアクション・プランに掲げて取り組んできた事務事業により整備された条例等に加え、新たな条例等の必要性について精査してきました。

その結果、現時点において、「自治の基本理念」や「市政運営の基本原則」に関連して整備が必要な条例等は見受けられないことから、検討中の（仮称）公文書管理条例の制定をもって、自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的な整備は完了する旨の考え方をまとめました。



## 5 ≪第 19 条（財政運営等）関係≫

- ・アクション・プラン 21 頁
- ・担当課：財務部財政課・企画部企画経営課

### **（アクション・プラン抜粋）**

発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用の検討  
発生主義会計を取り入れた財務 4 表を公表するとともに、その活用方法を検討します。

### **アクション・プランに掲げられた平成 30 年度の取組**

- 発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用手法の決定  
前年度決算に基づいて財務 4 表を作成し、公表します。併せて調査した事例を踏まえ、本市での財務 4 表の活用方法を決定します。

### ○ 発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用方法の決定

財務 4 表の作成については、固定資産台帳の更新作業と並行しながら、早期より業務に着手し、昨年度の手順を見直しながら、効率的に作業を進めたことにより、計画より早期の 1 2 月に財務 4 表を完成させることができました。

財務 4 表の活用については、完成した財務書類から 29 年度の財務指標を算出するとともに、健全化や効率化、世代間公平性などの観点から分析を行いました。

今後の活用方法については、資産老朽化比率を今後の公共施設等マネジメントに活用するなど、本市における有効な活用方法について検討を進めます。

## 6 ≪第20条（行政評価）関係≫

- ・アクション・プラン23頁
- ・担当課：企画部企画経営課・財務部財政課

### **（アクション・プラン抜粋）**

#### **（1）評価結果の予算への反映方法の改善**

行政評価の結果をより効果的に予算編成に反映させる方法を検討します。

### **アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組**

#### **○ 改善に当たっての課題の整理**

先進自治体等の事例を参照し、改善に当たっての課題を整理します。

#### **○ 改善に当たっての課題の整理**

事務事業評価及び業務棚卸評価結果をとりまとめ、公表しました。

31年度予算編成にあたっては、事務事業評価及び業務棚卸評価結果との整合を図り、事務事業の優先度を的確に把握し、取捨選択を行った上で、予算を編成するよう努めました。

次期総合計画の策定過程において、課題の整理を行いました。より効果的な測定が可能となるような指標の設定が肝要であること、また、事業の目標と手段の相関関係を可視化することで、事業の重点化を図るための一助となり、適切な資源配分に繋がるのではないかと、といった点を課題として整理しました。

## 7 ≪第20条（行政評価）関係≫

- ・アクション・プラン24頁
- ・担当課：企画部企画経営課

### （アクション・プラン抜粋）

#### (2) 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定

茅ヶ崎市総合計画（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。

併せて適切な目標設定のあり方について検討を行います。

#### アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組

- 行政評価への外部視点の導入に関する課題の整理  
先進自治体の事例を参照し、本市への制度導入にあたっての課題を整理します。
- 指標設定に関するマニュアルの作成  
前年に引き続き、適切な指標設定に向けたマニュアルを作成します。

#### ○ 行政評価への外部視点の導入に関する課題の整理

基本理念評価の外部評価を実施し、茅ヶ崎市総合計画審議会委員からの評価コメントに基づく対応方針とその反映についてとりまとめました。基本理念評価書に対する市民からの意見や提案を収集するため、所要の措置を講じました。

今後の外部評価の実施について調査・研究を行うに当たり、政策・施策・事務事業のどの層に適しているかを研究しました。

政策・施策レベルについては、現行の茅ヶ崎市総合計画審議会において分科会を設け、実施している状況です。しかし、時間や方法など実施に係る負担も大きく、限られた時間の中でより効果的・効率的な評価を実施するために、改善の余地があると考えます。

事務事業レベルについては、選定された事業に精通しているか否かに関係なく、市民委員及び有識者により、一定の評価が可能となる仕組みづくりが必要になると考えます。

引き続き、外部評価が必要な部分を見極めながら、次期総合計画の進行管理に向け、評価対象の重点化及び明確化を図るため、適切な手法について検討を行います。

#### ○ 指標設定に関するマニュアルの作成

次期総合計画における行政評価の制度設計については、担当課である企画経営課内のミーティングのテーマに設定し、様々な研究に取り組みました。その中で、政策・施策・事務事業の各レベルにおいて指標の設定が重要であることを再認識しました。

より適切な評価を実施するため、資源の投入量に対する成果や効果の論理構成を明確にした目標設定をするとともに、目標達成に適した指標の設定方法について、庁内の考え方の統一が図れるようマニュアルの整備について検討しました。

## 8 <<第 21 条(行政手続)関係>>

- ・アクション・プラン 25 頁
- ・担当課：総務部文書法務課

### (アクション・プラン抜粋)

審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表  
各課において設定し、窓口で公表している審査基準等（審査基準、処分基準及び標準処理期間）を市ホームページで公表します。

### アクション・プランに掲げられた平成30年度取組

- 既存の審査基準等の点検  
引き続き、審査基準等の点検を行います。

### ○ 既存の審査基準等の点検

審査基準等が時宜や実態に即しているか等の観点から全庁的な点検を行い、その後、公表作業が完了したことから、31年度に予定されていた市ホームページでの公表を前倒しで実施しました。

## 9 <<第24条（職員通報）関係>>

- ・アクション・プラン28頁
- ・担当課：総務部行政総務課

### **（アクション・プラン抜粋）**

#### **通報事例集の作成**

通報しやすさという観点から、職員通報の対象となる事例について事例集を作成し、職員への職員通報制度の周知を図ります。

### **アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組**

#### ○ 職員への周知

職員通報の対象となる事例集について、職員に対し周知を図ります。

#### ○ 職員への周知

29年度に作成した「茅ヶ崎市職員通報制度の手引」を各課かいに配布するとともに、4月と10月に開催された新採用職員研修において、作成した手引を活用し職員通報に関する研修を実施しました。

また、毎月、各課かいに職員通報外部窓口の相談日について周知を行いました。

## 10 <<第28条関係>>

- ・アクション・プラン32頁
- ・担当課：総務部行政総務課

### **(アクション・プラン抜粋)**

住民投票制度のあり方の検討  
住民投票制度の調査・研究を行います。

### **アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組**

- 住民投票制度の調査・研究  
住民投票の実施状況や、住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。

※今までの取組結果を踏まえた「住民投票制度に関する市の考え方」を30年5月に市政情報コーナー等にて公表したことをもって、住民投票制度の調査・研究については一時中断することとしました。

## 11 《新設規定の必要性に関する検討》

### ・アクション・プラン36頁

・担当課：総務部行政総務課・市民安全部防災対策課

#### (アクション・プラン抜粋)

##### 「危機管理」規定の必要性に関する検討

平成24年度に実施した検証作業において検討した、市における危機管理体制の整備又は充実に関する規定の新設について、改めて、自治基本条例と危機管理との関係を整理し、自治基本条例に「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討します。

#### アクション・プランに掲げられた平成30年度の取組

##### ○ 条例改正に向けた取組

危機管理に関する規定について他自治体の事例等の調査を行うとともに、本市における自治基本条例と危機管理との関係について整理し、規定の新設について検討します。

##### ○ 条例改正に向けた取組

他自治体の自治基本条例上の位置付けや、本市の取組等について考察した結果、自治基本条例上に「危機管理」について規定している自治体の条文の内容は、「平時や発災時の市民相互又は市民と市の連携や協力」に関するものが大半であり、このことについては、茅ヶ崎市における自治の基本理念として、自治基本条例第4条第3号に、「市民相互又は市民及び市の連携又は協力による自治の推進」と規定しているものと同様の趣旨であると言えます。

また、市の防災対策の根幹である「茅ヶ崎市地域防災計画」では、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」等を防災ビジョンとして掲げています。この防災ビジョンに基づき、本市では市民や自主防災組織等の活動である「自助」、「共助」への支援を行うとともに、機会を捉え周知啓発に努めており、防災や災害時の対応などについては、市民等に十分に認識されていると思われることから、本条例にこの種の規定を設ける必要性については低いと考えます。

さらに、「危機管理」という文言から想定される、市域全体が被災するといった大規模災害が発生した場合、自衛隊の出動要請や、神奈川県や近隣市町、災害時応援協定を締結している自治体等と連携して対処することとなることから、基本的に市の区域内に効力が及ぶ条例に「危機管理」を位置付けることは馴染まないと思われます。

以上のことから、本市においては、自治基本条例に新たに「危機管理」に関する規定を設けないこととしました。

# 自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的整備の考え方

## 1 取組の趣旨とこれまでの経緯

平成22年4月に施行した茅ヶ崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第17条では、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいた法令の解釈・運用や条例等の制定改廃などについて基本的な考え方を規定しています。

### 茅ヶ崎市自治基本条例抜粋

（政策法務等）

- 第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を適切に制定し、又は改廃しなければならない。
- 2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りではない。
- 3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

このうち第3項は、「条例の趣旨にのっとり、必要となる条例等を制定したり、既存の条例等を改廃したりすることにより、総合的、有機的つながりを持った条例等の体系を形成すること」を述べていることから、この規定に基づき、「自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的整備」について、アクション・プランに位置付け、検討を進めることとしました。

検討に当たっては、当初「体系的」という点に着目し、自治基本条例と他の条例等との相互の関係や、総合計画で掲げている政策を踏まえた分類等を一覧として示す手法の検討を行ってきましたが、いずれも最終的な結論とするに至りませんでした。

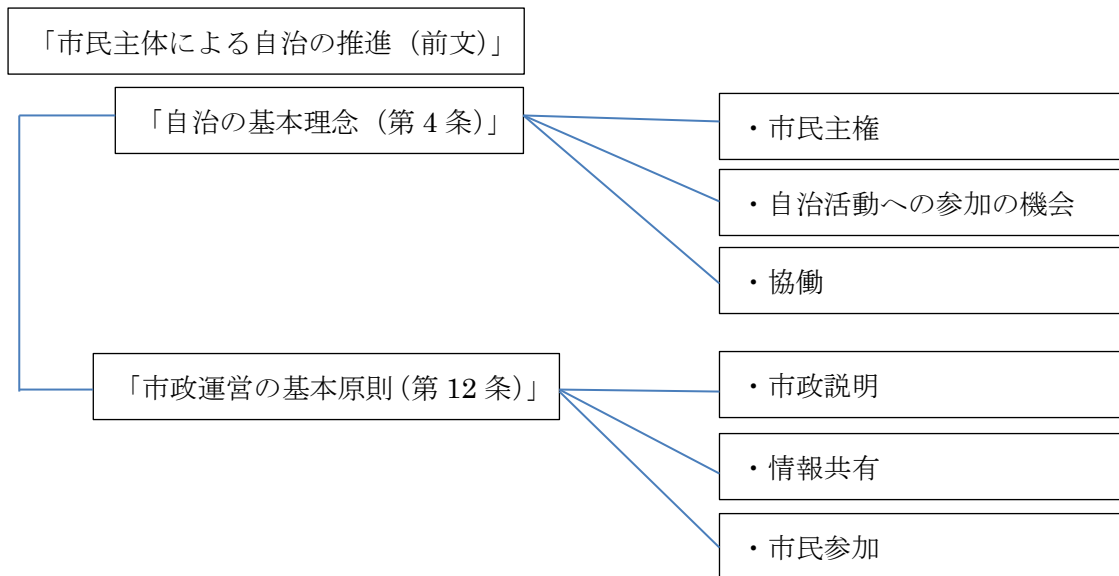
そこで、視点を「この条例の趣旨」という点に移し、改めて整備に係る基本的な考え方の検討を進め、この度、次のとおり整理いたしました。

## 2 自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的整備とは

自治基本条例は、前文にあるように「市民主体による自治を推進する」ためのものです。したがって、「自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的な整備」とは、「市民主体による自治の推進」を趣旨として条例等を体系的に整備することといえます。

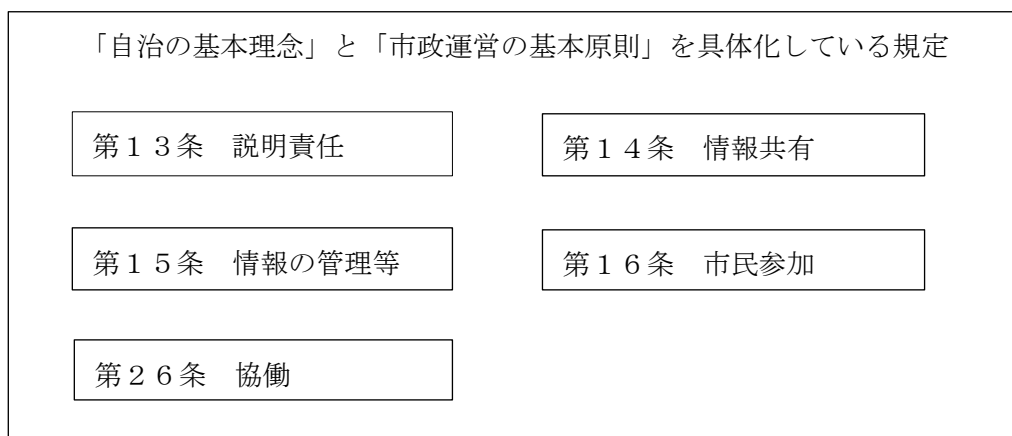
そこで、「自治の基本理念（第4条）」にいう3つの理念（市民主権、自治活動への参加の機会の均等、協働）及び「市政運営の基本原則（第12条）」にいう3つの原則（市政説明、情報共有、市民参加）を基本の考え方とします。





また、3つの理念と3つの原則を受けて、「説明責任（第13条）」、「情報共有（第14条）」、「情報の管理等（第15条）」、「市民参加（第16条）」、「協働（第26条）」の規定が置かれています。

このことから、この5つの条文を踏まえ必要となる条例等を制定し、又は既存の条例等を改廃することにより、総合的、有機的なつながりを持った条例等の体系的整備がされるものとして、以下関係する条例等について考察しました。



なお、条例等の整備に当たってどのような法形式を用いるかは、当該条例等の性格、具体的な内容等により異なることから、条例、規則に限らず、要綱、ガイドライン等、一定の拘束力を有するものも含めて検討する必要があります。

### 3 検討

2で述べた5つの規定に関わる条例等について、これまでの経緯を含め検討を行いました。

(1) 自治基本条例が施行された平成22年4月以前に制定されていた条例等のうち整備の対象となるものは次のとおりです。

① 第13条 説明責任

市政を市民に説明する責務を全うすることが重要である旨「茅ヶ崎市情報公開条例」第

1条に規定されています。

② 第14条 情報共有

市民への情報提供に関して「茅ヶ崎市情報公開条例」第22条を受けた「茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」があります。

③ 第15条 情報の管理等

条文にあるとおり、市民との情報共有を進める前提として情報の適正な管理が必要となります。行政文書の管理については、「茅ヶ崎市情報公開条例」第27条を受けた「茅ヶ崎市行政文書管理規則」、「茅ヶ崎市行政文書管理規程」等により適正に行われているところです。

また、市の機関が保有する個人情報の取扱いに関しては、「茅ヶ崎市個人情報保護条例」に定められており、同条例にのっとり、個人情報の保護に努めています。

④ 第16条 市民参加

「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」などの市民参加制度に基づき、市民に対し、参加の機会を提供してきました。

⑤ 第26条 協働

「茅ヶ崎市協働推進事業実施要綱」に基づく団体支援は実施していましたが、「協働」に関する基本的な考え方、指針等はありませんでした。

(2) アクション・プランに掲げられた事務事業

アクション・プランとは、自治基本条例に規定された事項を推進するために必要な制度等の整備・改善に関する具体的な取組とそのスケジュール等を明らかにしたものです。

これまでアクション・プランに掲げて取り組んできた事務事業のうち、条例等の体系的整備に該当するものは次のとおりです。

① 第14条 情報共有

「情報の公表及び提供のあり方についての検討及び要綱の見直し」、「審議会等の会議の非公開事由に係る規定の整備」及び「議事録を作成するための基準の整備」

② 第15条 情報の管理等

「(仮称) 公文書管理条例の制定※」

③ 第16条 市民参加

「市民参加条例の制定」、「パブリックコメント手続の運用の適正化」及び「市民参加における審議会の位置付けの検討」

④ 第26条 協働

「多様な主体との協働を進めるガイドラインの作成」

なお、「説明責任」については前述のとおり、市の責務として「茅ヶ崎市情報公開条例」に規定されていますが、自治基本条例第13条を踏まえた具体的な取組はアクション・プランに掲げていません。これは、同条第1項で、市が市政に関する事項について市民に説明することを規定していますが、どの時点でどのような方法で説明するのが適当であるかは事業等によって

異なるため条例等により共通する一般的な事項を定めることが想定できないこと、第2項では、市民から説明の求めがあった場合の対応等について定めていますが、これ以上具体的な事項を定めることが想定できないことによります。

### 3 まとめ

以上のように第17条第3項に基づく条例等の体系的整備については、自治基本条例制定前から「市民主体による自治の推進」の根幹になるものと位置付けられていた茅ヶ崎市情報公開条例などの既存の条例等を自治基本条例の趣旨を踏まえて見直すとともに、新たに規定すべき条例等についても検討を行ってきました。

その結果、現時点において、「自治の基本理念」や「市政運営の基本原則」に関連して整備が必要な条例等は見受けられないことから、検討中の（仮称）公文書管理条例の制定をもって、自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的整備は完了するものと考えます。

なお、今後社会情勢等の変化により「市民主体による自治を推進する」ため新たに条例等の制定、改廃が必要になった場合には、自治基本条例の趣旨を踏まえて整備を行います。

#### <自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的整備>

自治基本条例の規定	整備・改善した条例等	アクション・プランに掲げられた事務事業
第13条 説明責任	茅ヶ崎市情報公開条例	
第14条 情報共有	茅ヶ崎市情報公開条例	審査会等の会議の非公開事由に係る規定の整備
	附属機関設置条例を受けた各種審議会等規則	
	市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱	情報の公表及び提供のあり方についての検討及び要綱の見直し
第15条 情報の管理等	附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱	議事録を作成するための基準の整備
	茅ヶ崎市情報公開条例	
	茅ヶ崎市個人情報保護条例	
	（仮称）公文書管理条例 （32年度制定予定）	（仮称）公文書管理条例の制定
	茅ヶ崎市行政文書管理規則	
	茅ヶ崎市行政文書管理規程	

第16条 市民参加	茅ヶ崎市市民参加条例	市民参加条例の制定
	市民参加手続ガイド	パブリックコメント手続の運用の適正化 市民参加における審議会の位置付けの検討
第26条 協働	協働のガイドライン	多様な主体との協働を進めるガイドラインの作成

※（仮称）公文書管理条例の制定

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり市民共有の知的資源として、公文書がより適正かつ効率的に管理されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うすることを目的として、（仮称）公文書管理条例の制定に向けた取組を進めています。

# 「危機管理」規定の必要性に関する検討について

## 1 検討の目的

本市の自治基本条例施行後の23年3月に発生した東日本大震災は、各地に未曾有の被害をもたらし、国民に大規模災害に対する対応や日頃の備えの重要性について再認識させること（きっかけ）となりました。

国内では、その後も、地震や津波、台風、集中豪雨等の自然災害に加え、感染症や食中毒、放射性物質による環境汚染など、人体や社会生活に被害が生じる事態が多岐にわたって発生しています。

また、国際情勢の緊張が高まる中であっては、武力攻撃や大規模テロなどの事態も想定されるところです。

このような社会状況の中、不測の事態に備えるとともに、当該事態の発生に対応することは、市民の生命や身体、財産を守るという観点から市の重要な取組であると位置付けられています。

そこで、「市における自治の基本」を定めた条例である自治基本条例上に、防災や有事に対する備え等について規定する「危機管理」に関し、条文を設けることの是非について検討することとしました。

## 2 過去の検討結果

### (1) 24年度内部検証における検討結果

24年度に実施した内部検証において、「危機管理」規定について検討すべきではないかとの提起がなされ、学識経験者からも「防災や災害時への対応などの危機管理は、非常時における又は非常時に備えた自治のあり方を示すものとして、条例に何らかの根拠を置くことは一定の意義を認めるところである。」という助言があり、検討を行うこととしました。

### (2) 前アクション・プランにおける検討結果

(1)を踏まえ、アクション・プラン（25年度～28年度）において「危機管理」に関する条文の新設、及び当該条文に基づく施策について検討を行いました。

26年度の検討の結果、『災害対策基本法の改正や地域防災計画に基づく取組、アクション・プランに対する市民の意見、個別政策分野を条例に盛り込むことの妥当性等を踏まえ、今後も、市は、災害対策基本法及び市地域防災計画に基づき防災対策を推進することとし、「危機管理」に関する規定については設置しない』との結論に達しました。

### (3) 28年度の検証における学識経験者の意見

28年度に実施した自治基本条例の検証において、学識経験者からは、『危機管理の規定について、アクション・プラン（25年度～28年度）では「災害対策基本法及び市地域防災計画に基づき防災対策を推進する」という理由から規定の新設が見送られたが、第1

4条（情報共有）、第16条（市民参加）、第21条（行政手続）、第23条（監査）などに規定する事項が法令や条例に基づき実施されていることから、「危機管理」を自治基本条例に位置付けないというのは説明が不十分であるため、改めて自治基本条例と「危機管理」、「防災」との考え方をしっかりと整理する必要がある。』という意見がありました。

以上のことから、改めて、自治基本条例に「危機管理」に関する規定を設けることについて検討することとし、アクション・プラン（29年度～32年度）に掲げました。

### 3 市民の意見

アクション・プラン（25年度～28年度・29年度～32年度）の策定に際し、その素案についてパブリックコメントを行ったところ、市民からは、「市民にこれ以上責務を負わせることは自治基本条例にふさわしくない。」、「自治基本条例に位置付けるのではなく防災計画等で十分実施可能である。」、「法律に基づくものを入れると、あらゆるものを載せなければならなくなるので不要。」等、「危機管理」規定を新設することに対して慎重な意見が寄せられました。

### 4 国と他自治体の状況

#### (1) 国の動向

25年に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、第2条の2（基本理念）として、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、自主防災組織をはじめとした地域内の居住者等が連携し自発的に行う防災活動である「共助」を行政としても促進することが規定されました。

#### (2) 全国市町村の規定内容

25年度から29年度までに自治基本条例を策定した89自治体について調査を行ったところ、43の自治体で「危機管理」に関する規定がありました。

規定内容は、以下の6分類に分けられます。

- ①発災時に備えた平時の行動について規定している自治体（行政の行動規範）
- ②発災時に備えた平時の行動について規定している自治体（行政と市民の行動規範）
- ③発災時における行動について規定している自治体（行政の行動規範）
- ④発災時における行動について規定している自治体（行政と市民の行動規範）
- ⑤平時と発災時、双方を規定している自治体（行政の行動規範）
- ⑥平時と発災時、双方を規定している自治体（行政と市民の行動規範）

#### (3) 県内自治体の状況

県内で条例に「危機管理」に関わる事項を規定している自治体は、海老名市・厚木市・大磯町の3自治体です。

3自治体に聞き取り調査を行ったところ、「住民の身体、生命を守り、安全で安心な生活を確保することが、行政の基本的かつ重要な役割である。」「安全・安心対策は生活を行う上での基本であり、自治を進める上での基本となる。」「発災時には自助・共助により安全確保に努めることが大切である。」との考えから規定した旨を確認しました。

県内3自治体の規定内容は、以下のとおりです。

	海老名市	厚木市	大磯町
行政の責務	発災時の危機管理体制の整備	非常時に備えた総合的な対策	危機管理体制の強化
市民の責務	災害発生時の自助・共助	非常時における市民の心構え(自助・共助)	規定なし
制定	19年10月1日	22年12月24日	23年9月1日

## 5 本市における「危機管理」に関する取組

23年の東日本大震災以降も各地で度重なる震災や風水害等が発生しており、また、今後発生する可能性が危惧されている中、防災や災害時の対応など「危機管理」に対する意識が全国的な高まりを見せており、災害への備えと被害の最小化に向け、防災対策の取組が推進されているところです。

本市においても、地震や津波、台風などの風水害等、市民の災害に対する危機感や防災への関心が高まっており、発災時にどのように行動するか、災害に備えてどのような準備を行うか等を定めた茅ヶ崎市地域防災計画等に基づき、それぞれが最大限尽力することが必要とされており、様々な訓練の機会をとらえ、周知啓発に努めています。

また、武力攻撃や大規模テロなどの事態から市民の生命、身体及び財産を保護するための取組として、法に基づき茅ヶ崎市国民保護計画を策定しています。

本市における危機管理体制の整備や充実のための計画等は以下のとおりです。

計画等	目的・内容	関連する法律
茅ヶ崎市地域防災計画 (法改正や具体的な災害事例を踏まえ、31年2月修正)	○茅ヶ崎市における災害に対処するための基本計画 ○「地震災害」、「風水害・特殊災害」、「資料編」に区分され災害ごとの対策を定めている。 ○「被害を最小限におさえるための災害予防対策」、「災害時の応急対策」、「復旧・復興対策」等で構成され、防災・災害時における、市・市民・民間事業者等の役割も示されている。	災害対策基本法 水防法 土砂災害防止法

<p>茅ヶ崎市防災対策強化 実行計画 (23年6月策定)</p>	<p>○東日本大震災を踏まえた防災対策の課題と具体的な対応策を示し、その対応策に取り組む2年間(23年6月1日から25年5月31日まで)の実行計画 ※計画に基づいた取組は終了し、地域防災計画・業務継続計画に反映されている。</p>	
<p>茅ヶ崎市業務継続計画 【震災編】 (28年1月新庁舎の 供用が開始され、業務 資源に大きな変化が生 じたことを踏まえ、2 9年3月一部修正)</p>	<p>○大規模災害発生時であっても行政が業務を継続するための対策を定めている。 ○市が震災時に優先的に実行する業務とその業務に必要な資源を整理し、その確保策、対応策が示されている。</p>	
<p>茅ヶ崎市国民保護計画 (19年2月策定/ 国の基本指針等を踏ま え28年3月修正)</p>	<p>○武力攻撃や大規模テロ等の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護するための備えや事態への対処策を定めている。</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p>
<p>茅ヶ崎市危機管理指針 (28年10月策定)</p>	<p>○茅ヶ崎市における危機事態に対する個別の対処計画等の体系上の上位に位置し、あらゆる危機事態に対する統一的な考え方や基本的ルールを定めている。 ○想定外の事態が発生した場合にもこの指針に沿って対処する。 ※危機管理指針のより効果的な運用を行うため、現行指針の重要事項について解説を加えた危機管理指針運用ガイドラインを30年7月策定</p>	

## 6 まとめ

「危機管理」に関する他自治体の自治基本条例上の位置付けや、本市の取組等について考察してきました。

「4 国と他自治体の状況」で述べたとおり、自治基本条例上に「危機管理」について規定している自治体の条文の内容は、「平時や発災時の市民相互又は市民と市の連携や協力」に関するものが大半ですが、このことについては、茅ヶ崎市における自治の基本理念として、自治基本条例第4条第3号に、「市民相互又は市民及び市の連携又は協力による自治の推進」と規定しているも



のと同様の趣旨であるといえます。

また、市の防災対策の根幹である「茅ヶ崎市地域防災計画」では、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」等を防災ビジョンとして掲げています。この防災ビジョンに基づき、本市では市民や自主防災組織等の活動である「自助」、「共助」への支援を行うとともに、機会を捉え周知啓発に努めており、防災や災害時の対応などについては、市民等に十分に認識されていると思われることから、本条例にこの種の規定を設ける必要性については低いと考えます。

さらに、「危機管理」という文言から想定される、市域全体が被災するといった大規模災害が発生した場合、自衛隊の出動要請や、神奈川県や近隣市町、災害時応援協定を締結している自治体等と連携して対処することとなることから、基本的に市の区域内に効力が及ぶ条例に「危機管理」を位置付けることは馴染まないと思われます。

以上のことから、本市においては、自治基本条例に新たに「危機管理」に関する規定を設けないこととしました。